

2020年2月27日

京都市保健福祉局医療衛生推進室健康安全課
食品安全担当 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地
コープ御所南ビル 4 階
京都府生活協同組合連合会
専務理事 高取 淳
電話:075-251-1551 FAX:075-251-1555

令和2年度京都市食品衛生監視指導計画(案)に関する意見

令和2年度京都市食品衛生監視指導計画(案)に対して、以下の意見、要望を述べます。

(1) 効率的・効果的な監視や検査の実施について

リスクに応じた収去(抜取り)検査等の実施やカンピロバクターやノロウイルスをはじめとする食中毒予防対策(特にカンピロバクター患者の多い若年層への啓発)、京の食文化を支える食品の安全・安心の確保を図られることに賛成します。

ただし、どの時期にどのように検査や啓発をされるのか広報を強めて頂くとともに、実施された結果について「見える化」を図って頂くことを要望します。

(2) HACCP方式による衛生管理の導入支援について

国内においても制度化されることになりました。そのことを踏まえて導入支援事業を具体的な手立てを含め、事業者団体と連携していくことが不可欠です。効率的・効果的にすすめていくためにも、取り組みの内容が消費者に見える形で実施されることを要望します。

(3) リスクコミュニケーションの推進について

食品の安全性確保に向けた行政や食品等事業者の取り組みについて、ホームページ、市民しんぶん、SNS等を用いて積極的に情報発信し、市民が自ら食品の安全性について考え、理解を深める機会を充実させることに賛成です。市民向けと食品等事業者向けの講習会や意見交換会の開催について、きめ細かく実施して頂くことを要望します。

(4) 監視指導の実施について

大量の調理がなされる集団給食施設や宿泊施設等、大規模な食中毒が発生する可能性が高い施設に対し、重点的に監視指導されることに賛成です。ただし、どの時期にどのような監視指導をされるのか広報を強めて頂くとともに、実施された結果について「見える

化」を図って頂くことを要望します。

(5) 改正された食品衛生法の周知について

食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理の制度化や営業許可制度の見直し等がおこなわれることになりました。改正法の内容を周知していくために、施設への監視指導時はもちろんのこと、講習会での案内やホームページ、市民しんぶん、SNS等を活用した広報等、きめ細かく実施して浸透を図っていただくことを要望します。

(6) その他

広域連携協議会との連携、特に京都府と京都市とが緊密に連携をして共に成果をだされることを期待します。